

# 労 災 共 済 会

・会 則

・会則細則

戸 田 建 設 労 災 共 済 会

制定 昭和63年 4月27日

改正 平成27年 5月29日

# 戸田建設労災共済会会則

## 第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は戸田建設労災共済会と称し、本部事務局を戸田建設株式会社（以下「会社」という）の本社に、支部事務局を各支店に置く。

(目的)

第2条 本会は、会社と提携して、国内の会社の事業場において労働災害等を被った当該事業場にて就労する会員及び会員の協力会社の従業員（労働者災害補償保険法による特別加入制度の適用される事業主を含む。以下「被災者」という）に対する共済活動を行うことを目的とする。

2 本規約にいう「労働災害等」とは、以下のものをいう。

(1) 業務災害

業務上の事由による負傷又は疾病（これらに起因する後遺障害又は死亡を含む）をいい、労働者災害補償保険法による業務災害の認定を受けたものをいう。

(2) 通勤災害

通勤途上において被った負傷又は疾病（これらに起因する後遺障害又は死亡を含む）をいい、労働者災害補償保険法による通勤災害の認定を受けたものをいう。

(会員の資格)

第3条 本会の会員は、会社の取引会社（法人、個人）とする。

但し、材料以外の物品納入業者は会員の資格から除外する。

(会員の入退会)

第4条 会員は、取引の開始をもって会員の資格を得る。

2 次のものは会員の資格を失う。

(1) 脱会届を提出したもの

(2) 本会が著しく不相当と認めるもの

## 第2章 役員等

### (役員)

第5条 本会は、本部に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
常任理事	若干名
理事	若干名（うち会計理事2名）
監事	2名
事務局長	1名

### (役員を選任と任期)

第6条 本会の役員を選任と任期は、次の通りとする。

- (1) 会長は、災害防止協力会連合会長とする。
- (2) 理事は、支部の推薦を受け、総会で選任する。
- (3) 副会長、常任理事は本部理事会で互選する。
- (4) 会計、監事は会長が指名する。

但し、会計、監事各1名は、会社より推戴をうけるものとする。

- (5) 事務局は、会社に委嘱し、事務局長は、本社安全管理部長とする。

2 役員任期は、1ヶ年とし、再任を妨げない。

### (役員職務)

第7条 本会の役員は、次の会務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代る。
- (3) 常任理事は、本会の運営に参画する。
- (4) 理事は、役員会の議事を審議する。
- (5) 会計理事は、本会の会計を掌理する。
- (6) 監事は、本会の会計を監査する。
- (7) 事務局長は、本会の会務を行う。

### (顧問)

第8条 本会は、本会の運営に必要な助言を得るため、顧問として次に委嘱する。

- (1) 顧問は、会社本社中央安全委員会委員長及び各支店支店長

(支部事務局)

第9条 支部事務局は、会社に委嘱し、事務局長は、支店安全部（課）長とする。

### 第3章 事業

(共済活動)

第10条 本会は、第2条の目的達成のため、会員を被保険者とする保険契約を保険会社と締結する。

- 2 会員は、本会の審査及び承認を得たうえで、保険会社に対し保険金を請求する。
- 3 会員は、保険会社より受領した保険金を、被災者若しくはその法定相続人（以下併せて「受取人」という）に対し支払う。
- 4 本会は、第1項の保険契約の保険料を負担する。

### 第4章 会議

(本部会議)

第11条 本部に次の機関を置く。

(1) 総会

総会は、本部役員をもって構成する。

(2) 理事会

理事会は、本部役員をもって構成する。

(3) 常任理事会

常任理事会は会長、副会長、常任理事、事務局長で構成する。

(総会の審議事項)

第12条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 会務報告及び決算の承認
- (2) 会則の改正
- (3) 役員の改選
- (4) 本会の解散
- (5) その他各支部からの提案事項

(総会の招集)

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎年1回とし、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。  
但し、必要ある場合は、臨時総会を常任理事会の議決を経て会長が招集する。

(総会の成立)

第14条 総会は、第12条の第(1)号で構成し、本部役員の過半数の出席により成立する。

2 議長は、会長がその任にあたる。

3 議事は、本部役員の出席人員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

4 本条第1項及び第3項の規定に関わらず、第13条第(4)号の決議については、本部役員の4分の3が出席し、その4分の3の賛成をもって決する。

(理事会、常任理事会)

第15条 理事会は、年1回、会長がこれを招集する。

2 常任理事会は、必要に応じ会長がこれを招集する。

3 理事会は、会長が議長となり、次の任にあたる。

(1) 総会に提出する議事の審議

4 常任理事会は、会長が議長となり、次の任にあたる。

(1) 総会に提出する議事の審議

(2) 総会で承認された事項の推進

(3) 会費の徴収に関する事項の審議

(4) 支部役員会からの提案事項の審議

(5) その他この規約にもとづく業務の執行

(支部会議)

第16条 支部に次の機関を置く。

(1) 支部役員会

但し、支部規約は本部規約に準ずるものとする。

(支部役員会)

第17条 支部役員会は、支部長及びその他の役員をもって構成し次の任にあたる。

但し、必要に応じ、会社職員の出席と意見を求めることができる。

(1) 本部に提出する議案の作成

(2) 総会で承認された事項の支部会員への伝達と推進

(3) 本部役員の推薦

(4) その他この会則にもとづく支部の業務の執行

## 第5章 会 計

(会費)

第18条 会員は、会費を納入しなければならない。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(決算)

第20条 本会の決算は、第19条の会計年度により行う。

## 附 則

(改正会則の不溯及)

第1条 天災地変が発生したときは、会長・副会長が協議の上当該支店災害防止協力会へ義援金を拠出することができる。

(施行日)

第2条 本会則は、平成27年5月29日より施行する。

## 会 則 細 則

(会費)

第1条 会則第19条の会費は原則として、毎月の取引高に次の料率を乗じた金額とし、毎月の支払金より差し引き徴収する。ただし、別表第1における業種は徴収しない。

区分	業種	適用料率
第1種	労務を主とする業種 (鳶土工、大工、鉄筋工、左官工、斫工、解体工、坑夫、鍛冶工等)	取引高×2/10,000
第2種	労務を主とする業種のうち第1種を除く (基礎工、機械工、砕石業、クリーニング業、橋梁、リフォーム、建築一式工事、煙突、土木一式工事)	取引高×2/10,000
第3種	労務を従とする業種 (鉄骨工、組積工、タイル工、建具工、塗装工、防水工、内装工、ガラス工、造園業、設備業、地質調査工、墨出し工、工事に直接関わる資機材のリース業等)	取引高×0.4/10,000
第4種	材料納入業者	取引高×0.2/10,000

### (別表第1) 会費徴収をしない業種

請負関係のない委託契約業者（警備業、人材派遣業、運送業、産廃処理業、施工図、生産設計等）、またはOA機器リース業、材料以外の物品納入会社であり、場内作業を伴わない業種をいう。

- (1) 徴収にあたって100円未満は四捨五入とする。
  - (2) 徴収した会費は原則として返却しない。
  - (3) 年間を通じ2,000円に満たないものは年会費を徴収するものとし、その額を2,000円とする。
  - (4) 新規に入会する場合は、会費を2,000円とする。
- 2 徴収事務は、支部に委託することとし、徴収した共済会費全額を本部へ納入する。
  - 3 徴収した会費については、その一部を会則第11条第4項に定める保険契約の保険料の支払いに充当する。

(本部経費)

第2条 本部運営に関する経費は、次のものとする。

- (1) 総会費
- (2) 職員給料手当
- (3) 通信交通費
- (4) 事務用品費
- (5) 印刷費
- (6) 会議費
- (7) 雑費

(支払準備金)

第3条 支払準備金は、共済活動を円滑に行うために積立てる。

(保険契約)

第4条 会則第11条第1項の保険契約は、保険会社とする。

保険契約：労災総合保険（法定外補償）

(保険金の額)

第5条 会則第11条第2項の保険金の額は、次の通りとする。

- (1) 死亡 1,000万円
- (2) 障害（労災保険障害等級1～3級） 1,000万円
- ( " 4級) 700万円
- ( " 5級) 600万円
- ( " 6級) 500万円
- ( " 7級) 400万円

(共同企業体工事における適用範囲)

第6条 共同企業体工事は別に定める。

(適用除外)

第7条 会社の事業場内の別途発注工事は適用除外する。

- 2 本規約の適用除外を希望する取引会社は、適用除外申請書を支部に提出し、支部役員会の審議を経て、本部に報告し、承認を受けた場合は、これを除外する。



(保険金の性格)

第8条 保険金は、支払金額の限度において民法上の損害賠償金とする。

- 2 保険金は、労働者災害補償保険法に定める補償、会員又はその協力会社が締結している保険契約に基づく法定外の災害補償及び会社が締結している保険契約に基づく法定外の災害補償に劣後して交付されるものとする。

(保険金の交付条件)

第9条 以下の場合においては、保険金の交付を制限する。

- (1)被災者の故意又は重大な過失によって身体の障害を被った場合及び正当な理由なく療養の指示に従わず身体の障害の程度を増進させ、もしくは、その回復を妨げたときは、保険金を減額又は交付しないことがある。
- (2)被災者が運転免許を持たず、または飲酒をした状態で車両を運転している間に生じた事故による身体の障害については、保険金を交付しない。

(法定外災害補償規定)

第10条 会員は、就業規則又は労使間の合意において、法定外災害補償規定を定めるものとする。

(保険金請求の事前通知)

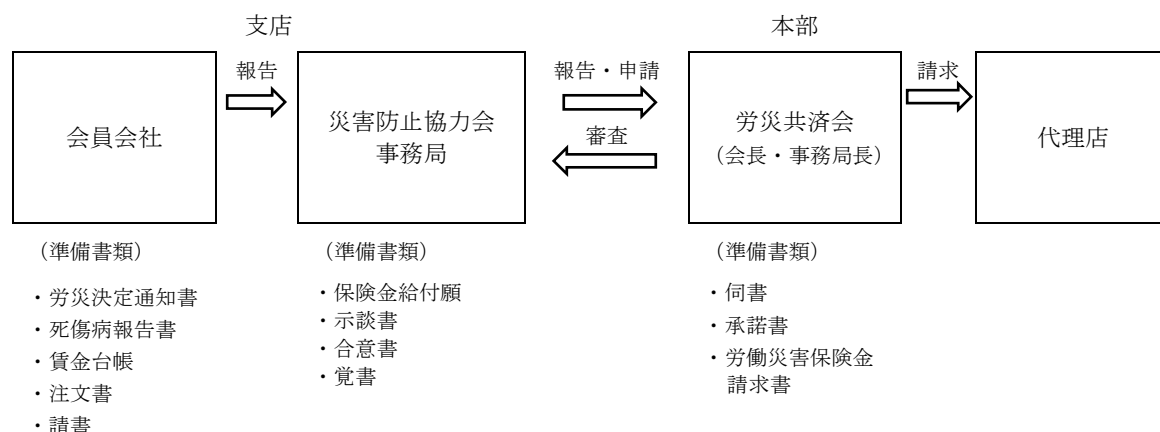
第11条 会員は、保険会社に保険金の支払いを請求するときは、あらかじめ別表第2による書面を添え、事務局に通知するものとする。

- 2 前項の通知は、各支部事務局を窓口とする。

(別表第2) 労災事故に関する保険金請求に必要な資料

保険会社提出書類	労災共済会提出書類
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 労働災害保険金請求書</li><li>・ 労働者死傷病報告書</li><li>・ 労災支給決定通知書</li><li>・ 保険金受領に関する確認書</li><li>・ 賃金台帳</li><li>・ 注文書、請書</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保険金給付申請願</li><li>・ 示談書</li><li>・ 合意書、覚書</li></ul>

### (別表第3) 労災共済会保険金請求申請の流れ



#### (審査及び承認)

第12条 会員の保険金の請求申請の可否については、会長及び事務局長が当該支部の支部長、事務局長より災害発生状況等の説明を受けたうえで審議決定する。

2 本会は、前項で請求申請を承認した場合は、会員に対し、承認したことを証する書面を交付する。会員は、かかる書面なく保険会社に対し、保険金の請求をしてはならない。

#### (保険金の受領)

第13条 会員は、保険金を受領した場合は遅滞なく受取人に支払い、金銭受領を証する書面を受領し、その写しを保険金の受領書に添えて、事務局へ提出しなければならない。

#### (保険金請求承認の期間)

第14条 被災者が死亡した場合は、当該労働災害等の発生日より1年以内に、また労働者災害補償保険法にもとづく障害のある場合は、障害等級決定後1年以内に、事務局へ通知のない場合は、本会は保険金の請求申請の承認をしないものとする。

#### (譲渡禁止)

第15条 会員は、本会則から生じた権利及び義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせることはできない。

## 附 則

(疑義事項)

第1条 本会則細則に定めなき事項について疑義を生じたときは、別途協議する。

(施行日)

第2条 本会則細則は、平成27年5月29日より施行する。

### 共同企業体工事の取扱い規定

細則第6条共同企業体工事における適用範囲については、原則として会社の取引会社とし、次の処理規定による。

- 1 会社がスポンサーである工事で、会社から支払のある取引会社
- 2 会社がスポンサーである工事で、工事の一部あるいは大部分を施工する共同企業体の構成メンバー及びその取引会社  
但し、メンバー及びその取引会社が適用除外を申告した場合は除く。
- 3 会社がスポンサー又は、メンバーのいずれの工事においても、工区分けによって施工する場合は会社施工工事の取引会社
- 4 その他この規定に疑義の生じた場合は、理事会の議決による。